

医療観察法に基づく医療に関する 看護教育内容の検討

松浦佳代¹ 小林悟子² 森真喜子¹

1 国立看護大学校 2 元 国立看護大学校

キーワード▶看護教育 nursing education 政策医療看護 policy-based medical nursing
司法精神看護 forensic psychiatric nursing 精神看護学 psychiatric nursing

◀要旨▶

本報告では、国立看護大学校および国立病院機構が設置主体の看護師学校養成所の計12校のシラバス等に記載されている精神看護学分野に関連した政策医療の教育内容を分析した。その結果、精神医療分野の政策医療6項目のうち、「医療観察法に基づく医療」「精神疾患患者の地域生活への移行促進」「児童・思春期精神疾患への対応」の3項目が最も多くシラバスに記載されていた。政策医療に関する看護教育は指定規則外の内容であるが、政策医療を担う設置主体に貢献しうる看護人材の育成という教育目的のもと、各看護師学校養成所において、講義だけではなく施設見学も含めた教育が実施されていることがわかった。国立看護大学校の精神看護学分野においては、政策医療の授業実践の項目の明確化、政策医療を担う人材育成に携わる看護師学校養成所との情報共有をはかりながら、政策医療に関する教育実践を推進する役割が求められる。

I. はじめに

日本には国立高度専門医療研究センター全8施設、国立病院機構の全143病院、国立ハンセン病療養所の全13施設が設置されており、各施設は国の医療施策に基づく医療の提供、すなわち政策医療に提供に取り組んでいる。医療を提供する疾患の概要は、各施設の根拠法令によると、国立高度専門医療研究センターにおいては「国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等」¹⁾、国立病院機構においては「国民の健康に重大な影響のある疾病」²⁾、ハンセン病療養所においては「ハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患」³⁾と示されている。

政策医療の確実な提供のために、国立研究開発法人国立国際医療研究センターが設置主体の国立看護大学校、国立病院機構が設置主体の看護師学校養成所全37

校(2019年9月現在)⁴⁾、国立ハンセン病療養所が設置主体の看護師学校養成所全2校においては、政策医療に対応しうる人材の育成が求められる。設置主体が担う役割や使命に関する教育を看護師学校養成所において実践することは、大変重要であり強調すべき教育上の特色でもある。国立看護大学校の教育目的には「国立高度専門医療研究センター等において政策医療に携わる看護職の育成を目的とする」⁵⁾とあるほか、国立病院機構が設置主体の看護師学校養成所でも「独立行政法人国立病院機構及び社会に貢献しうる有能な人材を育成する」⁶⁾等の記載がある。このことから、上記の看護師学校養成所においては「保健師助産師看護師学校養成所指定規則(以下、看護師養成課程指定規則)」⁷⁾に掲げる教育内容に加えて、政策医療に関する看護教育にも取り組んでいることがうかがわれる。しかし、このような特色ある教育実践を取り上げた研究報告は見あたらない。

Review of Nursing Education on Medical Care under the Medical Treatment and Supervision Act

Kayo Matsuura, Noriko Kobayashi, Makiko Mori : National College of Nursing, Japan(〒204-8575 東京都清瀬市梅園1-2-1)

表1 国立高度医療研究センターで取り組まれている精神医療分野における政策医療

施設名	提供する医療の内容
国立国際医療研究センター	・児童精神医療 ・精神科救急入院料病棟および精神科急性期治療病棟における重症身体合併症
国立精神・神経医療研究センター	・薬物療法など既存の治療方法が効かないうつ病患者のため、新たな治療方法として、先進医療制度を活用した反復経頭蓋磁気刺激法（TMS）を用いた治療 ・医療観察法対象者への医療 ・入院時から地域ケアを見通した医療の提供
国立長寿医療研究センター	・認知症に対する診療

表2 国立病院機構で取り組まれている精神医療分野の政策医療

<ul style="list-style-type: none"> ・精神科疾患患者の地域生活への移行促進 ・難治性精神疾患への対応 ・児童・思春期精神疾患への対応 ・老年期精神障害への対応 ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献
--

そこで本報告では、精神看護分野における政策医療に関する教育の実施内容を明らかにし、今後の課題について検討することを目的に、精神医療分野における政策医療を抽出したうえで、国立看護大学校および国立病院機構、国立ハンセン病療養所が設置主体の看護師学校養成所のシラバス調査を行なった。

II. 目的

1. 精神医療分野における政策医療を抽出する。
2. 看護師学校養成所のシラバスから精神看護学分野における政策医療に関する教育の実施内容を抽出する。
3. 精神看護学分野における政策医療に関する教育内容について検討する。

III. 本報告における用語の操作的定義

政策医療

国立高度専門医療研究センター、国立病院機構、国立ハンセン病療養所において提供される国の医療施策に基づく医療。提供される医療の内容は、6つの国立高度専門医療研究センターの第2期中長期目標および計画内の「2. 医療の提供に関する事項」⁸⁻¹³⁾、独立行政法人国立病院機構中期目標および計画（2019年度）の「特に積極的な取組を進める

表3 精神医療分野における政策医療（6項目）

- | |
|--|
| ① 医療観察法に基づく医療 |
| ② 精神障害者の地域生活支援・地域生活移行支援 |
| ③ 児童・思春期精神疾患への対応 |
| ④ 老年期精神障害への対応 |
| ⑤ 難治性精神疾患への対応 |
| ⑥ 精神科救急入院料病棟および精神科急性期治療病棟における重症身体合併症（に関する医療） |

セーフティネット分野」^{14,15)}から引用した。

看護師学校養成所

国立研究開発法人国立国際医療研究センターが設置主体の国立看護大学校と、国立病院機構あるいは国立ハンセン病療養所が設置主体の看護師学校養成所の計39校のうちWeb上にシラバスが公開されていた11校（2020年2月現在）の総称。

IV. 精神医療分野における政策医療について

1. 精神医療分野における政策医療

国立高度専門医療研究センターにおける、精神医療分野の政策医療を表1に示す。政策医療の内容は、児童精神医療、医療観察法に基づく医療など6項目が挙げられた。

国立病院機構で取り組まれている、精神医療分野の政策医療は表2に示す5項目である。

2. 精神医療分野における政策医療6項目

国立高度専門医療研究センターおよび国立病院機構で提供されている精神医療分野の政策医療を照合し、内容別に整理した。その結果、精神医療分野における政策医療の内容は、①医療観察法に基づく医療、②精神障害者の地域生活支援・地域生活移行支援、③児童・思春期精神疾患への対応、④老年期精神障害への

表4 看護師学校養成所（12校）における精神医療分野の政策医療に関するシラバスの記載状況

政策医療	養成所 国立看護 大学院	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
① 医療観察法に基づく医療	○ 実	○	○	○ 見	○ 見	○			○			
② 地域生活支援・地域生活 移行支援	○ 実	○			○	○	○	○	○			
③ 児童・思春期精神疾患	○ 実	○		○	○		○		○			○
④ 老年期精神障害											○	
⑤ 難治性精神疾患												
⑥ 重症身体合併症												
政策医療全般	○				○ ※	○ ※		○		○	○	○ ※

凡例 ○：記載有り
 空欄：記載なし
 実：実習実施の記載あり
 見：施設見学や研修実施の記載あり
 ※：精神医療分野の政策医療に関する記載がシラバスに含まれる

対応、⑤難治性精神疾患への対応、⑥精神科救急入院料病棟および精神科急性期治療病棟における重症身体合併症（に関する医療）の6項目に統合された(表3)。

V. 精神医療分野の政策医療に関してシラバスに記載されている教育内容

国立看護大学院および看護師学校養成所のシラバス¹⁶⁻²⁷⁾を用いて、精神医療分野における政策医療の項目(6項目)(以下、「政策医療の6項目」)に相当する教育実施計画の記載の有無を調査した。調査結果の概要を表4に示す。政策医療に関する教育の実施計画内容について、精神看護学分野の科目、それ以外の科目に分けて記載する。

1. 精神看護学分野の科目における政策医療に関する教育内容

1) 国立看護大学院

4年次前期の「高度先駆的医療看護Ⅲ(精神看護)」(1単位15時間)において、「精神領域における政策医療と地域精神保健福祉の動向」「心神喪失者等医療観察法と看護」、「児童精神科病棟における医療・看護」、「精神科デイケアにおける看護」や「訪問看護における

精神看護」、「地域精神保健福祉と多職種連携」「地域生活を送る精神障がい者の就労支援」のテーマで各1コマの講義実施を計画していた。講義担当者は、「精神領域における政策医療と地域精神保健福祉の動向」を学内教員、その他を各専門領域に携わる国立高度専門医療研究センターの看護師(看護師長)等の外部講師としていた。講義に加え、必修科目である政策医療看護学実習(1単位15時間)においては、精神看護学領域に配置された学生(10名程度)が国立高度専門医療研究センター病院の児童精神科病棟、医療観察法病棟、訪問看護ステーション(または訪問看護室)、ソーシャルワーク室、精神科デイケア、あるいは外部施設の就労継続支援施設のいずれか4専門分野で、各2日間の実習に取り組むことを計画していた。

上述の講義および実習内容を「政策医療の6項目」と照らし合わせると、④老年期精神障害への対応、⑤難治性精神疾患への対応、⑥精神科救急入院料病棟および精神科急性期治療病棟における重症身体合併症(に関する医療)の3項目は、精神看護学分野の講義・実習計画に含まれていなかった。

2) 国立病院機構が設置主体の看護師学校養成所(11校)

国立病院機構が設置主体の看護師学校養成所(37校)のうちシラバスをWeb上で公開していた学校は11校であった。11校中、精神看護学分野の授業科目において「政策医療の6項目」に関する授業実施を計画していたのは10校であった。科目名は「精神看護学概論」や「精神看護学援助論」等であった。6項目のうち、特に「医療観察法に基づく医療」に関しては、「司法精神看護」という位置付けで講義1コマ分を充てている学校、講義に加えて施設見学も実施する学校、「包括的暴力防止プログラム(CVPPP)」という実践的な内容も含む学校があり、各学校の取り組みには特徴があった。

2. 精神看護学分野以外の科目における政策医療に関する教育内容

1) 国立看護大学校

国立看護大学校では3年次前期に「政策医療看護論」という科目を設定し、内容は「政策医療の目的と機能」「政策医療、国立病院・療養所の果たしてきた役割と動向」の講義が各1コマ、成育医療、循環器医療、長寿医療、精神医療、がん医療・難病医療に関する講義が各1コマ、全7コマで構成されていた。精神医療の講義回では「精神医療に関連する政策の動向(法律や制度、法改正)」「政策の動向に対応し、国立高度専門医療研究センター病院(国立精神・神経医療研究センター病院、国立国際医療研究センター国府台病院)で展開されている医療活動(治療・看護、関連部門の取り組み)の紹介」を計画していた。

2) 国立病院機構が設置主体の看護師学校養成所(11校)

「政策医療看護方法論」「政策医療看護論」「政策医療看護論研修」「保健医療論」「成人看護学概説(政策医療)」等の科目を設け、政策医療に関する授業実施を計画していた学校は11校中7校であった。内容は「政策医療が担う19分野の医療と看護の役割」「国立病院機構が担う医療」に加え、オムニバス形式で「結核感染症の看護」「重症心身障害児(者)の看護」「神経・筋難病患者の看護」「医療観察法病棟における看護」の授業を計画していた。学校によっては「政策医療看護論」だけではなく「政策医療看護論研修」も設け、約4日間のうち半日を医療観察法病棟での研修に充てるなど、研修や施設見学も実施していた。

VI. 考 察

国立看護大学校およびWeb上にシラバスが公開されている国立病院機構が設置主体の看護師学校養成所の計12校を対象にシラバス調査を実施したところ、12校全てで政策医療に関する授業の実施が計画されていた。このうち10校では、指定規則に定められた教育内容に加えて、精神医療分野の政策医療に関する授業実施も計画されていることが示された。本考察では、精神医療分野における政策医療の項目(6項目)の中でも、シラバスに最も多く取り上げられた「医療観察法に基づく医療」に焦点を当てて、シラバスに記載されている教育内容ならびに今後の課題について検討する。

1. 「医療観察法に基づく医療」に関する教育内容のシラバス記載について

「医療観察法に基づく医療」に関する教育は、精神看護学の専門科目だけではなく専門科目以外の科目においても実施が計画されていた。さらに、国立病院機構が設置主体の看護師学校養成所において、精神医療分野の政策医療6項目のうち授業に加えて見学や研修も実施していたのは「医療観察法に基づく医療」のみであった。以上のことから、「医療観察法に基づく医療」は精神医療分野の政策医療6項目の中でも特に重要な看護教育内容として看護教員から認識され、重点的に教育が実施されていることが示唆された。

このように重点的な教育が実施されている背景として、平成15(2005)年7月に医療観察法²⁸⁾が施行後、精神医療全体で医療観察法に基づく医療に携わる看護人材を育成する必要性が生じたことが考えられる。医療観察法に基づく医療の提供は、指定入院医療機関と指定通院医療機関での提供に大きく分けられるが、このうち指定入院医療機関は医療観察法病棟と呼ばれ、平成31年4月現在では国立高度専門医療研究センターおよび国立病院機構を中心に29都府県33施設において設置されている²⁹⁾。医療観察法病棟における治療は、厚生労働省が定めた入院処遇ガイドライン(以下、ガイドライン)³⁰⁾に基づき実施されており、常勤看護師の配置基準は「1:1.3+4」と、医療観察法の理念に基づく手厚い人員配置となっている。

精神看護学全体から見ると、医療観察法に基づく医療に関する看護が占める割合は必ずしも大きいものとは言えないが、政策医療を担う人材育成に携わる看護師学校養成所においては、今後も重要な教育内容であると考えられる。

2. 「医療観察法に基づく医療」に関する教育実施に関する課題

医療観察法に基づく医療に関する教育の実施にあたっては、医療観察法の理念への理解に基づく医療システム全体の把握が必要となる。しかし、現在、看護基礎教育用に作成された精神看護学の教科書の記載内容は医療観察法の解説が中心で、医療システムや看護師の役割も含めて記述されている教科書は限られている。司法精神看護として独立した専門書は、精神科認定看護師養成研修のテキスト³¹⁾が出版されているのみである。医療観察法の制度に関する情報は、厚生労働省や法務省のホームページ等を参照すれば入手可能であるが、医療システム運用の実態、例えば、治療プログラムや他害行為に関する話し合い、MDT (Multi-disciplinary Team: 医師, 看護師, 精神保健福祉士, 作業療法士, 臨床心理技術者等からなる多職種で構成される支援チーム)に関する情報の入手は困難である。以上より、看護教員は授業用資料の作成に困難を抱える可能性があると考えられる。美濃・宮本(2015)は、司法精神医療の教育のためには「大学教員が司法精神医療の現状に精通し、現場と密な連携が取れていることが必要条件となろう³²⁾と述べているが、その前段階としてテキストのさらなる充実が必要であると考えられる。

このように「医療観察法に基づく医療」に関する教育実施のための資料が十分とは言えない状況ではあるが、今回調査対象とした看護師学校養成所では医療観察法成立の歴史的経緯、医療観察法病棟での看護管理や看護師の役割のように、医療観察法の枠組みの説明にとどまらず、医療や看護分野からもアプローチし、司法と医療の両側面から教育を実践していることがうかがわれた。実習や施設見学を実施している学校も数校あり、国立高度専門医療研究センターや国立病院機構、国立ハンセン病療養所というグループの強みを活かしていた。実習や施設見学の実施は、授業内容の理解が深まるといった効果に加え、教育上の特色としても大いにアピールしうる点であると思われた。

2. 「医療観察法に基づく医療」に関する授業実施を推進するうえで国立看護大学校が果たす役割の検討

国立看護大学校での「医療観察法に基づく医療」に関する教育は、国立高度専門医療研究センターの看護教育に対する理解と手厚い協力のもとに実施されていた。国立看護大学校の精神看護学領域においては、こ

のような強みを活かし「医療観察法に基づく医療」に関する教育内容の項目化、国立病院機構および国立ハンセン病療養所が設置主体の看護師学校養成所との共有を目指したいと考える。この取り組みにより、政策医療を担う人材育成に携わる国立病院機構や国立ハンセン病療養所が設置主体の看護師学校養成所内での教育内容の均質化にも貢献しうると考える。

本報告では、「医療観察法に基づく医療」に関する教育を中心に述べたが、国立看護大学校の精神看護学分野においては、「医療観察法に基づく医療」だけでなく政策医療6項目の教育実施に積極的に取り組み、個々の教育内容の確立を目指すことも今後の課題としたい。

利益相反

本報告に関して、開示すべき利益相反はない

文献

- 1) 厚生労働省. 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律 (2008). https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail/420AC0000000093_20160101_425AC0000000111/0?revIndex=1&lawId=420AC0000000093&openerCode=1 (2020年6月12日確認)
- 2) 厚生労働省. 独立行政法人 国立病院機構法 (2002). https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=414AC0000000191 (2020年6月12日確認)
- 3) 厚生労働省. ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (2019). https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=420AC1000000082 (2020年6月12日確認)
- 4) 独立行政法人国立病院機構. 教育研修事業〔附属看護(助産)学校〕一覧. https://nho.hosp.go.jp/education/education_kango.html (2020年2月25日確認)
- 5) 国立看護大学校. 国立看護大学校教育理念等. http://www.ncn.ac.jp/examination/nursing/020/r2_examination_guidebook_L.pdf (2020年6月12日確認)
- 6) 独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院附属看護学校. 教育目的. https://nishisaitamachuo.hosp.go.jp/nurses_school/guide/history.html (2020年6月12日確認)
- 7) 厚生労働省. 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 (1951). https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=326M50000180001 (2020年2月25日確認)
- 8) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター. 第2期中長期目標「第3研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項2. 医療の提供に関する事項」(2016). https://www.ncgm.go.jp/disclosure/010/010/2nd_mo

- kuhyo.pdf (2020年2月25日確認)
- 9) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター. 第2期中長期計画「第1研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項2. 医療の提供に関する事項」(2016). https://www.ncgm.go.jp/disclosure/010/020/2nd_keikaku.pdf (2020年2月25日確認)
 - 10) 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター. 第2期中長期目標「第3研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項2. 医療の提供に関する事項」(2015). https://www.ncnp.go.jp/pdf/guide_about_plan_second.pdf (2020年2月25日確認)
 - 11) 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター. 第2期中長期計画「第1研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項2. 医療の提供に関する事項」(2016). https://www.ncnp.go.jp/pdf/guide_about_plan160204.pdf (2020年2月25日確認)
 - 12) 国立研究開発法人長寿医療研究センター. 第2期中長期目標「第3研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項2. 医療の提供に関する事項」(2015). <https://www.ncgg.go.jp/ncgg-overview/documents/dai2kityuutyoukimokuhyou.pdf> (2020年2月25日確認)
 - 13) 国立研究開発法人長寿医療研究センター. 第2期中長期計画「第1研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項2. 医療の提供に関する事項」(2016). <https://www.ncgg.go.jp/ncgg-overview/documents/dai2kityuutyoukikeikaku.pdf> (2020年2月25日確認)
 - 14) 独立行政法人国立病院機構. 中期目標「第3国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項(3)国の医療政策への貢献」(2019). <https://nho.hosp.go.jp/files/000101325.pdf> (2020年2月25日確認)
 - 15) 独立行政法人国立病院機構. 中期計画「第1国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置(3)国の医療政策への貢献②セーフティネット分野の医療の確実な提供」(2019). <https://nho.hosp.go.jp/files/000101324.pdf> (2020年2月25日確認)
 - 16) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター, 国立看護大学校: シラバス; 2019.
 - 17) 独立行政法人国立病院機構千葉医療センター附属千葉看護学校. シラバス(2019). <http://chiba-kango.sakura.ne.jp/curriculum1/>(2020年2月25日確認)
 - 18) 独立行政法人国立病院機構呉医療センター附属呉看護学校. シラバス(2019). <https://kure.hosp.go.jp/kurekan/pdf/course/syllabus.pdf> (2020年2月25日確認)
 - 19) 独立行政法人国立病院機構姫路医療センター附属看護学校. シラバス(2019). https://himeji.hosp.go.jp/nurse_school/images/sirabas2019.pdf (2020年2月25日確認)
 - 20) 独立行政法人国立病院機構富山病院附属看護学校. シラバス(2019). http://www.toyama-hosp.jp/school/edu_list.html (2020年2月25日確認)
 - 21) 独立行政法人国立病院機構岡山医療センター附属岡山看護助産学校. シラバス(2019). https://okayama.hosp.go.jp/gakko/02_intro/02-03_curriculum_k_s.html (2020年2月25日確認)
 - 22) 独立行政法人国立病院機構岩国医療センター附属岩国看護学校. シラバス(2019). https://iwakuni.hosp.go.jp/kango/syllabus_plan.html (2020年2月25日確認)
 - 23) 独立行政法人国立病院機構新潟病院附属看護学校. シラバス(2019). <https://niigata.hosp.go.jp/school/annai/syllabus.html> (2020年2月25日確認)
 - 24) 独立行政法人国立病院機構都城医療センター附属看護学校. シラバス(2019). <http://www.mkango.ac.jp/campus-life/upload/files/b%95%AA%96%EC.pdf> (2020年2月25日確認)
 - 25) 独立行政法人国立病院機構金沢医療センター附属金沢看護学校. シラバス(2019). <https://kanazawa.hosp.go.jp/nurse/syllabus/index.html> (2020年2月25日確認)
 - 26) 独立行政法人国立病院機構静岡医療センター附属静岡看護学校. シラバス(2019). https://shizuoka-mc.hosp.go.jp/school/intro_process.html (2020年2月25日確認)
 - 27) 独立行政法人国立病院機構高知病院附属看護学校. シラバス(2019). <https://kochi.hosp.go.jp/files/000113763.pdf> (2020年2月25日確認)
 - 28) 厚生労働省. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(2005). https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000110(2020年6月12日確認)
 - 29) 厚生労働省. 指定入院医療機関の整備状況(2019). https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/sinsin/iryokikan_seibi.html (2020年2月25日確認)
 - 30) 厚生労働省. 入院処遇ガイドライン(2005). <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000485855.pdf>
 - 31) 『実践 精神科看護テキスト』編集委員会編: 実践 精神科看護テキスト第17巻, 司法精神看護, 精神看護出版, 2008.
 - 32) 美濃由紀子, 宮本真巳: 「司法精神看護学」教育における現状と課題, 司法精神医学, 10(1), 75-81, 2015.